



ロバート H. トーマス  
取締役



## 教育

コロンビア大学ロースクール,  
ハーラン・フィスク・ストーン・スカラー (1995年LLM)

ハワイ大学, ウィリアム S.  
リチャードソン ロースクール  
(1978年法務博士)

サンタクララ大学 (1984年学士)

## Blog

[www.inversecondemnation.com](http://www.inversecondemnation.com)

ロバート H.

トーマスは、土地利用及び上訴を専門としている弁護士で、主に行政土地利用制限、土地収用、水利権および選挙/政治法事案を扱っています。ハワイ、カリフォルニアおよび連邦の裁判所にて弁護活動をしています。

ロバートは、コロンビア大学ロースクールでハーラン F.

ストーン研究生を務め、法学名誉修士号を取得したのち、ハワイ法科大学院では「Law Review」の編集員として従事し、法務博士号を取得しました。サンタクララ大学法科大学院で教鞭をとったほか、カリフォルニア司法試験委員会では採点・選考人を務めました。

米国法曹協会の州・地方行政法部門委員長 (2017-

2018) であり、過去には土地収用法委員長を長きにわたって務めました。

ロバートは、経験豊かな土地収用・財産権弁護士の全国ネットワークである「Owner's Counsel of

America」のメンバーです。この会は、会員からの紹介によってのみ参加可能なネットワークであり、各州から一人の弁護士しか会員になることができません。また、彼は「American Law Institute -

CLE」での3日間にわたる公用収用法、土地収用および土地査定訴訟年次カンファレンスで、ヴァージニア州のジョー・ワルド弁護士と共同企画委員長を務めています。さらに、財産権および個人の自由の保護に尽力する非営利法律財団「Pacific Legal Foundation Hawaii

Center」の管理職弁護士でもあります。土地収用・公用収用法および土地利用・建築規制法の分野で Best

Lawyers に選出されており、上訴法、土地利用・建築規制法および行政・市政機関の分野では Super Lawyers に選出されています。

彼は、ハワイ、そして全米で、土地利用及び土地収用に関する諸問題に関して頻繁に講演/解説を行っており、また、専門分野に関する学問的/実務的な記事の執筆も定期的に行っています。一覧はこちらをご覧ください。彼の土地利用、財産、収用法に関するブログは、これらのカテゴリーで最も閲覧数の多いブログの一つです: [inversecondemnation.com](http://inversecondemnation.com)

2018年秋には、ヴァージニア州ウィリアムスバーグのウィリアム&メアリー・ロースクールで初の財産権脚韻教師に就任しました。「財産権および土地収用:法と理論」の上級クラスを担当する予定です。

Twitter - @invcondemnation  
Land Use Law blog  
[inversecondemnation.com](http://inversecondemnation.com)

---

## 所属会・コミュニティ活動

- 米国法曹協会一州/地方行政法部門委員長(2017-18年);土地収用法委員会元委員長(州/地方行政部門)(2009-2016年);上訴弁護士評議会;訴訟部門公用収用・建築規制・土地利用委員会(ハワイ編集者・ケースノート)
- カリフォルニア州法曹協会
- ハワイ州法曹協会

## 法曹登録

- カリフォルニア
- ハワイ
- 米国最高裁判所
- 米国上訴裁判所(第9および連邦司法区)
- 米国地方裁判所(ハワイ・カリフォルニア北区)
- 米国連邦訴訟裁判所・米国税務裁判所

## ロバート H.

トマスは、土地利用及び上訴を専門としている弁護士で、主に行政土地利用制限、土地収用、水利権および選挙/政治法事案を扱っています。ハワイ、カリフォルニアおよび連邦の裁判所にて弁護活動をしています。

ロバートは、コロンビア大学ロースクールでハーランF.

ストーン研究生を務め、法学名誉修士号を取得したのち、ハワイ法科大学院では「Law Review」の編集員として従事し、法務博士号を取得しました。サンタクララ大学法科大学院で教鞭をとったほか、カリフォルニア司法試験委員会では採点・選考人を務めました。

米国法曹協会の州・地方行政法部門委員長(2017-2018)であり、過去には土地収用法委員長を長きにわたって務めました。

ロバートは、経験豊かな土地収用・財産権弁護士の全国ネットワークである「Owner's Counsel of

America」のメンバーです。この会は、会員からの紹介によってのみ参加可能なネットワークであり、各州から一人の弁護士しか会員になることができません。また、彼は「American Law Institute -

CLE」での3日間にわたる公用収用法、土地収用および土地査定訴訟年次カンファレンスで、ヴァージニア州のジョー・ワルド弁護士と共同企画委員長を務めています。さらに、財産権および個人の自由の保護に尽力する非営利法律財団「Pacific Legal Foundation Hawaii

Center」の管理職弁護士でもあります。土地収用・公用収用法および土地利用・建築規制法の分野でBest

Lawyersに選出されており、上訴法、土地利用・建築規制法および行政・市政機関の分野ではSuper Lawyersに選出されています。

彼は、ハワイ、そして全米で、土地利用及び土地収用に関する諸問題に関して頻繁に講演/解説を行っており、また、専門分野に関する学問的/実務的な記事の執筆も定期的に行っています。一覧はこちらをご覧ください。彼の土地利用、財産、収用法に関するブログは、これらのカテゴリーで最も閲覧数の多いブログの一つです：[inversecondemnation.com](http://inversecondemnation.com)

2018年秋には、ヴァージニア州ウィリアムスバーグのウィリアム&メアリー・ロースクールで初の財産権脚韻教師に就任しました。「財産権および土地収用:法と理論」の上級クラスを担当する予定です。

Twitter - @invcondemnation  
Land Use Law blog  
[inversecondemnation.com](http://inversecondemnation.com)

---

## 所属会・コミュニティー活動

- 米国法曹協会—州/地方行政法部門委員長(2017-18年);土地収用法委員会元委員長(州/地方行政部門)(2009-2016年);上訴弁護士評議会;訴訟部門公用収用・建築規制・土地利用委員会(ハワイ編集者・ケースノート)
- カリフォルニア州法曹協会
- ハワイ州法曹協会

## 法曹登録

- カリフォルニア
- ハワイ
- 米国最高裁判所
- 米国上訴裁判所(第9および連邦司法区)
- 米国地方裁判所(ハワイ・カリフォルニア北区)
- 米国連邦訴訟裁判所・米国税務裁判所



